

議案第 15 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正
する規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 27 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部
を改正する規則

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 22 年
上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「上尾市民ギャラリー」を「上尾市ギャラリー」に改め、
同号ア中「管理上必要があるとき」を「特別の事情があるとき」に、「休館
日」を「休業日」に改め、同号イ中「管理上必要があると認めるとき」を
「特別の事情があるとき」に改める。

附 則

この規則は、上尾市民ギャラリー条例の一部を改正する条例（平成 25 年
上尾市条例第 37 号）の施行の日（平成 26 年 4 月 1 日）から施行する。

提案理由

上尾市民ギャラリー条例の一部を改正する条例（平成 25 年上尾市条例
第 37 号）の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出す
る。